

佐賀県訓令甲第 1 号

本 庁

佐賀県本庁決裁等規程（平成28年佐賀県訓令甲第 7 号）の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 2 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第 3（第 4 条、第 5 条関係）					別表第 3（第 4 条、第 5 条関係）				
所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務	所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務
略					略				
薬務課	大麻草の栽培の規制に関する法律に関する事務		<u>大麻草採取栽培者の免許の取消しに関する</u> こと	1 <u>大麻草採取栽培者の免許及び登録に関する</u> こと 2 略	薬務課	大麻草の栽培の規制に関する法律に関する事務		<u>第 1 種大麻草採取栽培者の免許の取消しに関する</u> こと	1 <u>第 1 種大麻草採取栽培者の免許及び登録に関する</u> こと 2 略
略					略				

附 則

この訓令は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。